

議会のデジタル化への取組

龍ケ崎市議会では、情報公開の促進による透明性向上、資料のペーパーレス化やオンライン会議による議会運営の効率化を目的として、議会のデジタル化を促進しています。デジタル化の現在の取組についてご紹介いたします。



① 請願・陳情がオンラインで提出できるようになりました

市政に関する意見や要望があるときは、どなたでも請願書や陳情書を市議会に提出することができます。

これまで請願書や陳情書の提出は、書面に限られていましたが、このたびオンライン（マイナポータル）でも提出できるようになりました。

請願・陳情は随時受け付けていますが、各定例会開会日の5日前（土日祝日を除く）までに提出されたものは直近の定例会で、それ以後に提出されたものは、次回の定例会で審議します。

請願書の提出には紹介議員が必要であり、請願書の提出後、議会事務局から紹介議員に確認を行います。



▲詳細は、龍ケ崎市議会ホームページをご覧ください。

▲このような画面から請願書・陳情書が提出できるようになりました

用語解説 「請願」と「陳情」

「請願」と「陳情」は、市民の皆さんの意見や要望を行政に反映させるため、議会に対して、文書で施策の実現などを要望する制度です。市政などについての意見や要望があるときは、どなたでも請願書や陳情書を市議会に提出することができます。議会で採択された請願・陳情は市長などに送付し、その趣旨は十分に尊重されることになります。

請願

請願書を提出するときは、市議会議員の紹介を必要とします。

請願は常任委員会などで審査したうえで、本会議で「採択」または「不採択」を決定し、その結果を請願者へ通知します。

なお、希望すれば、請願審査を行う委員会で口頭陳述（請願提出の趣旨説明）をすることができます。

陳情

陳情書を提出するときは、市議会議員の紹介は必要ありません。

陳情も常任委員会などで審査したうえで、本会議で「採択」または「不採択」を決定し、その結果を陳情者へ通知します。

なお、市外から提出された陳情書は、原則審議の対象とはなりませんが、その写しを全議員に配付します。

2 オンライン会議を試行しています

大規模な災害の発生、感染症のまん延、育児・介護その他やむを得ない事由により会議に参集することが困難である場合を想定し、広報委員会において試行的にオンライン会議を開催しました。

今後も、緊急時における議会機能の維持や議員の多様な人材の確保等の観点から、さまざまな会議においてオンライン会議が行えるよう準備を進めてまいります。



▲4月に開催された広報委員会のオンライン会議の様子です。オンライン会議アプリを使用し、議会だよりの素案を画面上で共有しながら審議しました。

3 大型モニターを導入しました

傍聴者にわかりやすい議会運営や議会のペーパーレス化、オンライン会議の環境整備などを目的として、議会関連の会議室に大型モニターを4台導入しました。

令和7年第2回定例会では、各常任委員会において、傍聴者と委員がモニターを通して同じ資料を共有しながら会議を進めました。

今後は、Youtube をご覧になっている方への資料共有に向けての準備を進めてまいります。



▲議会運営委員会の様子です。大型モニターはさまざまな会議で活用されています。